

仕 様 書

1 委託業務名

三重県人口移動実態調査・要因分析業務

2 業務の目的

三重県では人口減少対策方針を策定し、「人口還流の促進」をキーワードの一つとして掲げるなど、社会減対策においても新たな考え方を打ち出しているところであるが、自然増減と比べて社会増減に関する調査・分析が不足している状況にある。

そのため、本県における転入・転出の状況や人口の流れなど、主に社会減対策のベースとなる現状の把握・分析を行うことで、今後の県の施策に反映させていくことを本調査の目的とする。

3 業務の内容

以下に掲げる作業を実施すること。なお、分析についてはデータに基づいた定量的な分析手法をとることを基本とするが、定量的な分析が困難な場合は、扱うデータに応じた適切な分析手法を提案し、実施すること。

(1) 社会増減に関するデータの収集・整理

令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」で分析を行ったデータのうち、主に社会増減に関する箇所について、データの最新化を行うこと。

なお、下記の②においては、県内29市町ごとに、それぞれの人口増減及び自然増減並びに社会増減の状況が分かる資料を整理すること。

【最新化を行う主な箇所】

① 「人口の自然増減及び社会増減に関するデータ収集結果資料」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001053503.pdf>)

Ⅲ. 社会増減に関するデータの収集・整理

② 「県内29市町の人口動態に関するデータ収集結果資料」

(非公表データ)

③ 「分析報告書」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001053929.pdf>)

12頁～14頁、16頁～39頁

(2) 「三重県における移動（転入・転出）の理由に関するアンケート」結果の分析

令和5年3月から本県が県内市町の協力を得て実施している、「三重県における移動（転入・転出）の理由に関するアンケート」結果について、転入者・転出者それぞれの傾向の分析を行うこと。特に、定住意向を持って転入・転出する人の傾向について詳細な分析を行うこと。

【県内の地域区分】

県内 5 地域	
北勢地域	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、 (※菰野町)、朝日町、川越町
中勢地域	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀地域	名張市、伊賀市
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

※現在、菰野町においては本アンケートを実施していないため、括弧書きで標記。

(3) 人口移動のダム機能に関するデータの最新化及び検証

平成 30 年度「三重県人口移動要因分析業務」報告書における、県内 5 地域別の転出者数及び転出超過数を図示した地図（当時は平成 28 年のデータを基に作成）について、平成 29 年～令和 4 年のデータを基に各年の地図を作成し、データの最新化を行うこと。なお、平成 30 年度「三重県人口移動要因分析業務」報告書においては大台町が「南勢地域」として分類されているが、本業務においては「中勢地域」として分類し、既存の平成 28 年データを基にした地図についても本業務の分類に従った地図を再度作成したうえで、データの最新化を行うこと。

また、15～24 歳の若者や 30～40 歳代の子育て世代に絞ったデータからも同様の地図を作成すること。

上記の最新化を行ったうえで、本県における人口移動のダム機能についてどの程度機能しているのか等の分析を行うこと。

【最新化を行う箇所】

- ・平成 30 年度「三重県人口移動要因分析業務報告書」 55 頁～60 頁
7. 県内 5 地域別にみた人口移動状況（2016 年）

(4) フルタイムに従事する男女間の賃金格差が大きい背景の分析

地域からジェンダー平等研究会が公表した「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」によると、三重県は経済分野で全国 46 位、中でもフルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差が全国最下位と非常に低い水準にある。この背景について、三重県内の業種ごとの男女間の賃金格差等を加味しながら分析を行うこと。

(5) その他、社会減対策に資する調査・分析及び施策の提案

(1)～(4)で行う分析のほか、以下に掲げる例のような社会減対策に資する調査・分析を行い、本県における人口還流や人口移動のダム機能、及び若い女性の転出超過に関する傾向を示すこと。その上で、これまで本県や県内市町が行ってきた施策も踏まえて、今後それらの改善のために有効と思われる施策の提案を行うこと。

また、このほか本業務の目的達成のために必要・有効な分析方法や調査方法がある場合は、発注者と協議のうえ行うこと。

【社会減対策に関する調査・分析の例】

- ・人口還流の効果の検証
(進学時に県外へ転出した人のうち、就職時に三重県へ戻ってくる割合等)
- ・ベッドタウンとしての三重県の価値の検証
(名古屋圏や大阪圏へ通勤する人のうち、三重県から通勤している人の割合等)
- ・就職・転勤・転職で三重県へ転入してきた人の職種の傾向
- ・若い女性の転出超過が多い背景に関する調査
(東京圏在住の三重県出身学生と社会人それぞれ5名程度の女性を対象に、学生に対しては就職の際に三重県へ戻ってくる意向はあるか、社会人に対しては就職の際に三重県を選ばなかった理由や今後三重県へ戻ってくる意向はあるか等についてヒアリングを実施する等)

4 分析に用いる資料

分析に用いる資料については、国及び三重県が公表している資料及び、三重県から個別に提供する資料とし、協議のうえ決定する。また、その他業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

【分析に用いることが想定される資料】

- ・総務省「国勢調査」
- ・総務省「住民基本台帳人口移動報告」
- ・総務省「就業構造基本調査」
- ・国立社会保障・人口問題研究所「人口移動調査報告書」
- ・平成30年度「三重県人口移動要因分析業務」報告書（三重県から提供）
- ・令和4年度「三重県人口減少実態調査・要因分析業務」成果品（三重県から提供）
- ・三重県における移動（転入・転出）の理由に関するアンケート（三重県から提供）
- ・地域からジェンダー平等研究会「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」
- ・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
- ・その他、必要な資料

5 履行期間

契約締結日から令和6年3月11日まで

6 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 人口移動実態調査・要因分析結果報告書（A4版） 7部
- (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (3) 上記（1）～（2）にかかる電子データ 一式

7 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

8 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (3) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。
- (4) 必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
なお、令和5年11月を目途に中間報告を行うこと。その他の内容についても、業務受託後の打ち合わせ協議において、報告予定日をあらかじめ定めるものとする。
- (5) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (6) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (7) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。